

現 場 説 明 書

工事名称： 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 空調設備・電気設備中央監視装置更新工事

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1. 工事名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 空調設備・電気設備中央監視装置更新工事
2. 工事場所 南風原町新川地内（詳細は、別紙「特記仕様書及び図面」参照）
3. 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4. 入札条件 別紙「公告」のとおり
5. 工事概要 仕様書・図面記載のとおり
6. 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切
7. 関連工事 なし
8. 質問回答 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は以下のとおりすべて文書で行う。
質問書の提出部数は1部とし、持参又はFAXにより提出すること。
なお、質問がない場合は提出を要しない。
※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
(1) 提出期間 別紙「公告」のとおり
(2) 提出先 別紙「公告」のとおり
(3) 担当者 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 設備・調達課 西村
(4) 様 式 別紙1のとおり
(5) 回答方法 別紙「公告」のとおり
9. 提出書類等
(1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
(2) 完成図書は別紙3による。

10. 現場代理人及び主任技術者等（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。

11. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、受注業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

12. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

13. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙5による。

14. 着工前の施設の調査及び周辺への配慮

工事により施設を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講じ、汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。 以上は、搬入経路についても同様とする。

15. 工程管理等

- (1) 原則として、週1回の工程会議を開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、適宜、現場の点検等を行うこと。

16. 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場から資材を搬入・搬出する場合は、ゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

17. 経年調査（契約書第45条関係）

受注者は、工事目的物の引渡し後1年及び2年以内に、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの指示により経年調査を実施すること。なお、この調査において契約不適合箇所があった場合は、速やかに修復しなければならない。

18. 変更契約等をする場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

19. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時の予定数量に対応すること。

20. 積算条件等について

- (1) 本工事の予定価格は、以下を適用している。
「令和7年度 公共工事設計労務単価（令和7年3月1日）」
- (2) 公共建築工事積算基準及び見積採用単価は、以下の時点の単価等を採用している。
令和7年10月時点
- (3) 共通費算定に掛かる工期Tは、3.5となっている。また、工種は改修工事となっている。
- (4) 本工事で採用している見積単価については、執務並行改修単価を含む単価としている。
- (5) 共通仮設
 - ① 請負者事務所、工事用看板、完成予想図及び安全費等、現場に係る仮設費については、請負者で負担すること。
- (6) 作業時間
工事は、病院の営業時間（8:30～17:00）を基本とするが施工箇所等により、一部夜間及び休日作業となる場合があるため、着手後、工事担当者と協議すること。

21. その他

- (1) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (2) 本工事により発生する建設廃棄物は、原則、再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領について」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。
- (3) やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は甲乙協議を行うこととし、甲乙協議の結果最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。なお、最終処分を行う場合は設計変更として取り扱うものとする。
- (4) ダンプトラック等による過積載等の防止について（指導事項）
 - ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的を考慮して、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑥ 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
 - ⑦ ①から⑥のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。
- (5) 下請け契約の相手方（二次以下を含む全て）は原則、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。
- (6) 工事関係図書等に関する業務効率化
 - ① 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。

② 工事関係図書等の提出一覧は、次のURLに掲載しているので、参照することができる。

「工事関係図書等一覧表」

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013337.html>

③ 次の図書を監督員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

・ 保全に関する資料

提出形式：電子データ（PDF形式）

※紙でしか保有していない書類は紙での提出も可とする。

※電子データと紙が混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表（様式は任意）を作成する。

(7) 搬入出トラックや作業員の出入りの際には、事故発生防止に努めること。

(8) 本工事はいわゆる居ながら改修工事であり、工事実施にあたっては、工事担当者と綿密な調整を行い、工程表を作成すること。

(9) 工事車両の駐車場や資材（撤去材含む）置き場については、契約後、施設管理者と協議のうえ適切に保管すること。